

広島市高齢者等住宅改修費補助について

介護保険住宅改修事業者研修会

広島市 健康福祉局 介護保険課

広島市高齢者等住宅改修費補助

広島市では、介護保険の住宅改修費支給制度を補い、高齢者等の日常生活の利便性の向上と、介護者の負担軽減を図るため、住宅のバリアフリー化費用を補助しています。

1 補助を受けることができる人

広島市内にお住まいで、(1)(2)ともに該当する人

(1) 介護保険の要介護または要支援の認定を受けている方

40～64歳の方については、加齢が原因とされる16種類の特定疾病(※)により次の受給資格を有している方

- ① 生活保護法の介護扶助
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の介護支援給付

(2) 生計中心者の申請年度(4～6月は前年度)

の市民税所得割額が9万円以下の世帯に属する

★ 住民票では世帯が別でも、実際に同居している人は、同一世帯構成員とみなします。

※ 16種類の特定疾病

- 末期がん ○関節リウマチ ○筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症 ○骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症 ○早老症 ○多系統萎縮症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ○閉塞性動脈硬化症 ○慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2 補助の対象となる工事

(1) 補助対象工事

補助対象者のお住まいのバリアフリー化工事で、補助対象者の日常生活の利便の向上や、介護者の負担軽減などを図るもの。

2 補助の対象となる工事

① 介護保険の居宅介護住宅改修費等の支給対象となる工事

(例)

- ・ 廊下や階段の手すりの取り付け
- ・ 玄関にスロープを付ける
- ・ 洋式便器への取り替え
- ・ 床等の段差解消
- ・ 出入口の扉を引き戸、折れ戸にする

など

2 補助の対象となる工事

② 次の工事

- 階段昇降機の取り付け
- 水栓の取り替え
- 洋式便器への洗浄機能の付加
- 洗面台の改修
- 流し台・調理台の改修
- 浴室へのシャワーの取り付け

2 補助の対象となる工事

- ③ その他、補助対象者の身体の状態などから特に必要な工事

※ 補助対象とならない工事

新築、改築、増築、購入等に併せて行う工事

3 補助額

(1) 補助額の計算方法

$$\boxed{\text{補助額}} = \boxed{\text{補助対象額}} \times \boxed{\text{補助率}}$$

1,000円未満の端数切り捨て

3 補助額

(2) 補助対象額の上限額

$$\boxed{\text{補助対象額}} = \boxed{\text{上限60万円}}$$

※ 既に、別工事で広島市高齢者等住宅改修費補助を受けている場合は、60万円から、この対象工事費を控除した額が上限となります。

3 補助額

(3) 補助率

対象世帯の区分	補助率
生活保護受給世帯等	5/5
生計中心者が 市民税非課税の世帯	3/5
生活中心者の 市民税所得割額が 年額9万円以下の世帯	2/5

※ 平成30年度市民税から、市民税所得割額の税率は8%ですが、補助率については従前どおりの税率6%を用いて算定した所得割額により決定を行います。

4 申請手続き

(1) 申請書の受付

随時

※ 着工前の申請が必要です。

(2) 申請場所

お住まいの区の区役所福祉課

4 申請手続き

(3) 申請に必要な書類

(所定の用紙は市HPからダウンロードできます)

提出書類	備考
① 高齢者等住宅改修費補助申請書	所定の用紙
② 工事費用の積算がわかる見積書	作成者の記名押印が必要です。
③ 工事内容を明らかにする平面図等	簡易な工事は、スケッチ程度で可
④ 着工前の写真等	
⑤ 住宅所有者等の工事承諾書と当該住宅の賃貸借契約書の写し	借家等の場合に限る。

5 補助の決定

申請書等の内容を審査して補助の可否を決定し、補助金額を記載した補助決定通知書又は不承認通知書によりお知らせします。

6 補助金の交付

補助金は、工事完了後に交付します。
交付には、次の書類が必要です。

(所定の用紙は市HPからダウンロードできます)

提出書類	備考
① 高齢者等住宅改修工事完了届	所定の用紙
② 工事完了後の写真等	
③ 高齢者等住宅改修費補助金 交付請求書 ＜事業者への受領委任払いの場合＞ 高齢者等住宅改修費補助申請書(受領委任払い用)	所定の用紙
④ 施工業者の工事代金請求書の写し	

7 支払終了後の届出

施工業者への支払いが終わりましたら、工事代金の領収書の写しを提出してください。

8 お問い合わせ・お申込先

各区役所 福祉課

区名	電話番号	ファックス番号
中	504-2570	504-2175
東	568-7730	568-7781
南	250-4107	254-9184
西	294-6218	233-9621
安佐南	831-4941	870-2255
安佐北	819-0585	819-0602
安芸	821-2808	821-2832
佐伯	943-9729	923-1611

本市からのお願い

○年度末の工事に関して

3月下旬工事完了予定の工事については、事前に区役所窓口へ相談が必要です。3月31日までに工事を完了するものは、工事完了後、必ず3月31日までに工事完了届を提出してください。

やむを得ず、3月中に工事完了届を提出できない場合や、工事が3月中に完了しない場合においても、必ず各区役所窓口へ相談してください。



場合によっては、補助金が支払えなくなるため、必ず区へ相談をお願いします。